

議案第38号

令和3年度二宮町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度二宮町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,290,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月3日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
10 地 方 特 例 交 付 金	
	1 地 方 特 例 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	2 手 数 料
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
18 寄 付 金	
	1 寄 付 金
19 繰 入 金	
	2 特 別 会 計 繰 入 金
20 繰 越 金	
	1 繰 越 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 町 債	
	1 町 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
18,000	9,144	27,144
18,000	9,144	27,144
1,145,000	451,118	1,596,118
1,145,000	451,118	1,596,118
177,586	△15	177,571
54,142	△15	54,127
1,270,748	81,206	1,351,954
798,181	164,731	962,912
468,264	△83,525	384,739
632,383	68	632,451
129,884	68	129,952
2,932	500	3,432
2,932	500	3,432
343,684	18,701	362,385
3	18,701	18,704
180,000	211,371	391,371
180,000	211,371	391,371
82,961	880	83,841
49,363	880	50,243
619,800	13,000	632,800
619,800	13,000	632,800
8,504,854	785,973	9,290,827

歳 出

款	項
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
7 土 木 費	4 都 市 計 画 費
8 消 防 費	1 消 防 費
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 社 会 教 育 費
	5 保 健 体 育 費
12 予 備 費	1 予 備 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,106,397	659,767	1,766,164
882,686	659,728	1,542,414
90,137	39	90,176
3,246,555	10,230	3,256,785
1,910,238	751	1,910,989
1,336,214	9,479	1,345,693
1,031,803	79,314	1,111,117
398,665	79,314	477,979
773,428	9,000	782,428
557,617	9,000	566,617
402,979	0	402,979
402,979	0	402,979
902,907	18,519	921,426
269,280	925	270,205
117,207	2,335	119,542
56,898	2,288	59,186
203,498	982	204,480
256,024	11,989	268,013
9,557	9,143	18,700
9,557	9,143	18,700
8,504,854	785,973	9,290,827

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	600,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	613,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	619,800				632,800			